議題4：建築確認申請に係る情報が入手できなくなったことについて（固定資産税）（清須市提出）

市名		各市の状況				
		(1)①新築未登記家屋の課税漏れ防止	(1)②家屋滅失漏れ防止	(1)③住宅建替え中の土地に係る特例漏れ防止	(1)④翌年度の歳入予算積算（見込新築家屋等）への活用	(2)建築確認申請に係る情報入手ができなくなったことについての各市の考え
1	名古屋市	名古屋市では建築確認部局が建築基準法関係の事務を行っているため、税務部にて建築確認情報の提供を受けて調査しています。	①と同様です。	①と同様です。	①と同様です。	建築確認情報は固定資産税事務に密接に関わる情報であるため、情報提供が必要と考えます。
2	豊橋市	建築指導課から市への申請及び民間からの申請受付の情報を提供してもらい確認しています。	建築指導課からリサイクル届の情報を提供してもらい確認しています。	建築指導課の情報から、取壊し後の土地に引き続き建築確認申請が出ているか確認しています。	建築指導課から建築確認申請の情報を提供してもらい、積算しています。	豊橋市においては、建築基準法第6条の2第5項の規定により、現状では以前と同様に情報を得ています。 情報の提供については、指定基準第3条第四号の「機関は、業務区域内の市町村との協力関係を保つこと。」の解釈から、当該部局と検査機関との協力体制を維持できるよう依頼するしかないのではないかと考えます。
3	岡崎市	特定行政庁として建築確認の報告を受けているため、建築部局より建築確認申請の情報提供を受けている。	同左	同左	同左	同左
4	一宮市	本市では従前より建築指導課にて建築計画概要書を閲覧し、新増築等の情報を入手しております。それにより把握しきれていないものにつきましては、3年に一度航空写真を撮影し、変動があるところを現地確認等しております。	①と同様です。	①と同様です。	①と同様です。	本市では建築計画概要書を閲覧しており、建築確認申請に係る情報入手はしておりません。
5	瀬戸市	建築担当課から入手する確認申請の情報や、県から建築担当課へ送付される建築概要計画書の入手、あるいは職員の見回りにより把握しております。	確認申請からの情報による建替え、税務通知、職員の見回りにより把握しております。	確認申請からの情報による建替え、職員の見回りにより把握しております。	確認申請の件数と過去の実績（トレンド）を踏まえ予測しています。	木造家屋は、建築担当課から情報を入手できていますが、非木造家屋は県から建築担当課へ送付される建築概要計画書を入手して情報収集しています。また、消防法の関係で消防署へ届け出される確認申請書も確認していますが、今後、直接県や尾張建設事務所へ出向き、資料の閲覧も検討しているところです。
6	半田市	本市は建築部局に建築主事を配置し、建築計画の情報は入手可能であるため、当該情報を基に対処している。	①に同じ。	①に同じ。	①に同じ。	左記のとおり木造家屋については特に問題はない。非木造家屋等については、県建設事務所で建築計画概要書の閲覧により情報を取得しているが、当該情報が遅く、賦課期日における把握が困難な状況となっているため、消防から建築計画情報を取得することを検討している。
7	春日井市	建築確認申請の受付を行っている担当課に依頼し、情報を提供してもらっています。また、3年毎に市内全域の航空写真を撮っているので、その航空写真を使用した異動判読調査を業者に委託し、課税漏れ家屋の把握に努めています。	建築確認申請の受付を行っている担当課に依頼し、情報を提供してもらっています。また、建築工事に係る資材の再資源化等に関する法律第12条第1項の規定に基づき、同課で受付を行っている「建設リサイクル法の届出」の情報提供もしてもらっています。他にも、3年毎に市内全域の航空写真を撮っているので、その航空写真を使用した異動判読調査を業者に委託し、滅失漏れ家屋の把握に努めています。	①による新築把握と、担当間の連携により行っています。	建築確認申請の受付を行っている担当課に依頼し、情報を提供してもらっていますが、他に過去の建築棟数や課税額の推移等も参考に、歳入予算積算を行っています。	当市では、建築基準法第4条に基づき、人口25万人以上の市は、建築主事を置かなければならない(特定行政庁)こととなっています。また、同法第6条の2第5項の規定により、「国土交通大臣等の指定を受けた者は、確認済証や通知書を交付した場合は、確認審査報告書を作成し、当該確認済証又は当該通知書の交付に係る建築物の計画に関する書類を添えて特定行政庁に提出しなければならない。」こととなっています。そのため、当市は特定行政庁ですので、影響がないものと考えています。
8	豊川市	建築基準法第6条の2第5項に基づく確認審査報告書により確認	建設リサイクル法の届けにより確認	建築基準法第6条の2第5項に基づく確認審査報告書により確認	建築基準法第6条の2第5項に基づく確認審査報告書により確認	建築基準法第6条の2第5項の規定により平成29年度以降も確認審査報告書が建築確認担当課に提出されており、これまでと同様の方法で把握しております。

議題4：建築確認申請に係る情報が入手できなくなったことについて（固定資産税）（清須市提出）

市名		各市の状況				
		(1)①新築未登記家屋の課税漏れ防止	(1)②家屋滅失漏れ防止	(1)③住宅建替え中の土地に係る特例漏れ防止	(1)④翌年度の歳入予算積算（見込新築家屋等）への活用	(2)建築確認申請に係る情報入手ができなくなったことについての各市の考え
9	津島市	津島市を含む海部管内では、都市計画法や土地改良事業などの確認が必要なことから、事前に建設地調査書の提出を受けており、その窓口となる関係課と連携し情報を共有しております。	年に3回（8月・12月・3月）広報誌にて啓発。	土地の特例の漏れについては、取壊しがあっても土地の所有権移転が発生していなければ、1年間は特例を継続し、翌年再調査の案件としている。	見込み新築家屋については、過去の概要調書の数値から作成している。建築確認は、500平米以上の建物のみ予算積算資料としている。	現状は、(1)①のように建設地調査書の情報を得ているため、特に問題はないと考えている。
10	碧南市	本市では、毎年12月下旬に航空写真撮影を行っています。前年の航空写真と当年の航空写真の比較を航空写真撮影業者に委託しています。前年の写真との見比べから、未登録家屋を洗い出します。しかし、建築確認申請に係る情報の入手は建物新築においてきわめて重要な情報であり、入手ができなくなることによる影響はあります。	職員の地道な現地調査を行うことは当然です。しかし、把握漏れを防ぐために、前年の航空写真と当年の航空写真の比較を航空写真撮影業者に委託し、建物外形に変化があるような箇所を洗い出します。しかし、建築確認申請に係る情報の入手は建物滅失において有益な情報であり、入手ができなくなることによる滅失漏れの可能性はあります。	職員による全筆調査を行います。しかし、把握漏れを最小限とするために、前年の航空写真と当年の航空写真の比較を航空写真撮影業者に委託し、建物外形に変化があるような箇所を洗い出します。	地番図や航空写真からおおよその大きさを想定し、構造や用途から類似する家屋を想定した上で、税額等の近似値を計算します。	新築家屋調査における重要な情報源であるため、可能であれば入手を希望します。
11	刈谷市	従来どおり、建築確認部局を通じて県へ依頼し情報を入手しています。	①と同じ	①と同じ	①と同じ	建築確認申請に係る情報が入手できない場合、未登記家屋の課税漏れなどに影響が生ずるため、対応方法を検討する必要があると思われます。
12	豊田市	本市は特定行政庁であるので、基準の改正後も建築確認部局に建築確認情報が報告されている。現在も建築確認部局から税部局に建築確認情報の提供を受け、調査等を行っている。				建築確認情報に基づき調査等を進めているので、入手困難になると業務の推進が難しく、課税漏れが増えるおそれがある。
13	安城市	建築確認部局から提供してもらう木造・非木造建築確認申請により、新築家屋を把握し、未登記家屋の課税漏れを防いでいます。	滅失登記やリサイクル法による申請による情報を下に、滅失漏れ防止を行っています。	土地担当者による全筆調査により、及び建築確認部局からの情報により行っています。	前年度の実績を基に算出していますので、建築確認申請は使用していません。	本市については、現時点において建築確認部局へ建築確認申請内容の閲覧申請をして情報を得ていますが、今後この情報が入手できなくなると家屋調査事務に影響がでることから、代わりとなる入手方法を検討する必要があると考えています。
14	西尾市	県建設事務所にて、建築計画概要書の閲覧	滅失確認については、本人からの申出、現況確認、航空写真等で確認しています。	家屋担当からの情報、航空写真にて対応しています。	建築計画概要書から新増築家屋分を積算。	建築確認申請に係る情報が、得られればそれを活用していきたい。
15	蒲郡市	蒲郡市消防本部への蒲郡市火災予防条例（昭和48年蒲郡市条例第19号）第46条に基づく届出から、建築情報を得ている。	② ①の情報のほか、区画整理事業主管課及び道路建設主管課から、収用事業に伴う滅失の情報提供を受けている。 また、建築主管課から、建築工事に係わる資源の再資源化に関する法律（平成12年法律第104号。略称、建築リサイクル法）に基づく届出のうち、解体工事（80㎡以上）及び新築、増築工事（500㎡以上）の工事場所だけの情報提供を受けている。	①の情報のほか、農業委員会より農地転用の情報を得ている。	①の情報を基に歳入予算の積算を行う。	本市においても、建築確認申請に係わる情報を得たいが、入手できないのであれば、考える必要がある。なお、全市町村共通の問題なので、全体で考えるべきものと思われる。
16	犬山市	当市でも同様に4月以降建築確認通知の把握が不可となり、現状の対策として県建築事務所の概要書にて把握、現地調査、表示登記にて把握するにとどまっており、課税漏れ防止のための方法模索に苦慮している状況です。	①に付随し、昨年までは年末の建築確認通知、土地の所有権移転の現地確認等により滅失家屋の確認箇所の精査を行っていましたが、滅失家屋の確認箇所の主な把握は建築確認通知により行っておりましたので、①に同じく苦慮している状況です。	住宅用地の特例漏れに関しては①と同じ状況です。特例誤りに関しては確認次第となりますが、更正による対応をする必要があると考えています。	年度ごとに新築の建築件数は大きな変動は起きないと考え、過去の新築家屋建築数を平均して算出する等、過去の実績より翌年度の見込み新築家屋棟数の算出を行う予定です。	建築課にも確認を行いましたが、通知義務がない既存の方法では建築確認申請の情報を得る方法がありません。今後、市町村への通知を義務化するなどの仕組みの構築を国、県に要請することが必要と考えています。

議題4：建築確認申請に係る情報が入手できなくなったことについて（固定資産税）（清須市提出）

市名		各市の状況				
		(1)①新築未登記家屋の課税漏れ防止	(1)②家屋滅失漏れ防止	(1)③住宅建替え中の土地に係る特例漏れ防止	(1)④翌年度の歳入予算積算（見込新築家屋等）への活用	(2)建築確認申請に係る情報入手ができなくなったことについての各市の考え
17	常滑市	消防署に提出される専用住宅通知書・防火対象物台帳での確認	建築リサイクル法届出台帳での確認、土地担当や他課からの情報での確認	消防署に提出される専用住宅通知書・防火対象物台帳での確認	消防署に提出される専用住宅通知書・防火対象物台帳での確認	昨年度に今年度から建築確認の情報を得られないことを知り、消防署に提出される専用住宅通知書と防火対象物台帳をその代わりとして利用しています。
18	江南市	消防署からの資料提供にて新築家屋を把握しています。	現地調査のほか土地担当者からの情報提供にて滅失漏れがないよう努めています。	消防署からの資料提供にて建替え予定であることを把握しています。また「家屋取壊し届」に建替え中であることを記載し土地担当者に回覧しています。	消防署からの資料提供により見込新築家屋等を把握しています。	建築確認申請により新築未登記家屋を把握していた市にとっては今までにない手間と時間をかけることとなるため、従前のとおり建築確認申請の報告を受けることが出来るよう近隣市と連携して要望をしていくことが肝要と考えます。
19	小牧市	消防署の建築確認申請書等受付簿から情報をもらっています。	3年ごとに航空写真を撮影し、委託業者に前回撮影の写真と比較させ滅失等を確認しています。	①に同じ。	①に同じ。	小牧市は情報を入手可能です
20	稲沢市	消防用設備等の工事計画届及び防火対象物工事計画届出書による。	建設リサイクル法に基づく解体の届出による。	新増築及び滅失された家屋の情報を土地担当者へ提供することによる。	見込新築家屋は①等により把握した新増築家屋で次年度より課税対象となるもの。ほか、滅失や軽減期間の終了するものを踏まえ、次年度の歳入見込を作成する。	新増築家屋の把握において、検査機関の報告を利用していないため、上記(1)について、影響は無いと考える。
21	新城市	消防署に提出される書類から情報を入手。	リサイクル届から情報を入手。	消防署に提出される書類から情報を入手。	消防署に提出される書類から情報を入手。	可能であれば、建築確認申請に係る情報を得たいと考えますが、現状、今後についても左記により対応する。
22	東海市	(2)のとおり	(2)のとおり	(2)のとおり	(2)のとおり	当市においては平成29年度以降も引き続き建築確認申請の情報が市へ提供されているため、特段の対応は行っていません。 なお、近隣市町においては①提議市と同じく県建設事務所にて情報を複写②消防法の関連で消防署へ提出される情報を照会 と2通りの方針が見受けられましたので参考までに報告させていただきます。
23	大府市	従前のとおり、知多建築事務所から本市の建築確認部局へ建築計画概要書が送付されるため、送付された当該概要書を閲覧する。	①の概要書の利用に加え、次の方法により滅失家屋の把握をする。 ア 新規課税の家屋評価のときに現地における家屋の状況を把握 イ 年2回市内全域の完成度合いを調査する全棟調査のときに家屋の状況を把握 ウ 航空写真を利用して滅失家屋を把握 エ 登記済通知書に基づいて、土地利用の状況調査を行った土地担当から滅失家屋を把握 オ 上記ア・イで市内を巡回するときに滅失家屋を把握	①の概要書の利用に加え、次の方法により特例漏れの防止を行う。 ア 毎年1回市内全域の土地を調査する全筆調査 イ 登記済通知書に基づいて、土地利用の状況を調査	①の概要書を活用する。また、以前より行っているが、関係部署問合せをし、歳入に影響の有りそうな大規模家屋の建築予定を確認する。	制度上、概要書の送付について法律等の根拠がないため、送付されなくなった場合の対応を検討する必要であると考える。
24	知多市	「防火対象物工事計画届」により把握	「防火対象物工事計画届」、「建築リサイクル法届出」のほか現地調査、納税通知発送時に建築予定や取り壊しの連絡用ハガキを同封し把握している	同左	同左	特に影響なし

議題4：建築確認申請に係る情報が入手できなくなったことについて（固定資産税）（清須市提出）

市名		各市の状況				
		(1)①新築未登記家屋の課税漏れ防止	(1)②家屋滅失漏れ防止	(1)③住宅建替え中の土地に係る特例漏れ防止	(1)④翌年度の歳入予算積算（見込新築家屋等）への活用	(2)建築確認申請に係る情報入手ができなくなったことについての各市の考え
25	知立市	1年に1度行う市内一斉現地調査,また消防署との連携により課税漏れ防止をはかっています。	1年に1度行う市内一斉現地調査、また消防署との連携により建替えになりそうな場所については、現地調査を定期的に行い、滅失漏れ防止をはかっています。	年末に建物を解体し更地となっていた土地については、年明けに建替予定の有無を土地の所有者に確認し、特例の漏れを防いでいます。	当市では建築確認申請に係る情報を基に、歳入予算積算を行っていません。	建築確認申請に係る情報を入手できなくなった場合、市内一斉現地調査だけでは限界があり、課税漏れ・滅失漏れが多く発生することが考えられます。建築確認の情報を入手することは家屋課税における重要な要素となっているため、建築確認の情報を市町村へ報告する従来までの流れを継続していくことが望ましいと考えます。
26	尾張旭市	消防署の建築受付同意簿のデータに基づき把握	・所有者からの滅失届による把握 ・滅失登記による把握 ・都市計画（建築関係）課に提出される建設リサイクル法に基づく届による把握	消防署の建築受付同意簿のデータに基づき把握	消防署の建築受付同意簿のデータに基づき把握	提案市と同様に建築確認申請に係る情報が得られなくなったことは、公平かつ適正な課税を維持できるのか不安を感じておりますので、他自治体での代替となる情報収集の方法等を参考にしたいと考えております。
27	高浜市	建築確認申請及び航空写真による照合により確認しています。	市内巡回及び航空写真による照合により確認しています。	建築確認申請により確認しています。	建築確認申請を参考に積算しています。	当市では建築確認申請の控えを入手できている現状となります。
28	岩倉市	消防署に提出する「防火対象物工事計画届」や、実地調査を業者に委託をし、課税漏れを防いでいます。	職員の実地調査の補完をするため、実地調査補助業務を業者に委託をしている。	「防火対象物工事計画届」や、実地調査を業者に委託をし、特例漏れを防いでいます。	過去の実績から推計し、歳入予算額を積算しています。	(1)のとおり、影響はありません。
29	豊明市	当市では消防署に提出される、「防火対象物工事計画届」等の閲覧、環境課に提出される、「特定建設作業実施届出書」の閲覧、現地調査等を行っています。	現地調査および、広報にて「家屋をとりこわした際の税務課への連絡のお願い」記事の掲載を行っています。	家屋担当との連携及び現地調査にて対応しています。	左記により、新築家屋の把握漏れ、滅失漏れの件数は少ないため、予算の積算には大きな影響がない状況となっています。	建築確認申請情報を今後も入手できないのであれば、現地調査や、航空写真による異動判読を強化していくべきと考えています。
30	日進市	消防署に公文書の開示請求をし、建築確認申請書を閲覧して新築家屋を把握しています。また、毎年撮影する航空写真により、家屋経年異動判読を行い新築等家屋を把握しています。	毎年撮影する航空写真により、家屋経年異動判読を行い滅失家屋を把握しています。	本市では、住宅の滅失後1年度間は無条件で建替え特例を適用しています。	歳入予算積算は、税務通知、過去4、5年の新築家屋件数等から判断しています。	建築確認部局から建築確認申請の情報が得られればよいと思いますが、それができなくなった現状では消防署に公文書の開示請求をし、情報を得るしかなく、この方法で円滑に業務が実施できています。
31	田原市	消防用設備等の届出書などの活用や、巡回時による確認	リサイクル法台帳などの活用や、巡回時による確認	家屋評価との情報連携	活用なし	平成29年度から変更となったため現状は模索中である。
32	愛西市	当市都市計画課から建築確認申請受付台帳の情報を得ることにより対応しております。	当市都市計画課から建築確認申請受付台帳の情報を得ることにより対応しております。	当市都市計画課から建築確認申請受付台帳の情報を得ることにより対応しております。	当市都市計画課から建築確認申請受付台帳の情報を得ることにより対応しております。	今後も、当市都市計画課から建築確認申請受付台帳の情報を得ることにより対応していくものと考えます。
33	清須市	本市建築確認部局から得た建築確認申請の情報を基に、現地調査を実施して家屋の完成度を把握している。	本市建築確認部局から得た建築確認申請の情報を基に、既存家屋の有無把握。既存家屋がある場合は現地調査して滅失しているかを確認している。他には、広報誌に掲載するとともに、市内を廻ることの多い収納嘱託員の協力を得て、滅失情報を入手している。	本市建築確認部局から得た建築確認申請の情報を基に、既存家屋の有無把握。既存家屋がある場合は現地調査を実施。調査日時点の土地上の状況（既存家屋有無、更地、基礎、確認申請の看板、新築家屋の建築進捗状況等）を確認している。	本市建築確認部局から得た建築確認申請の情報を基に、予算積算時点で新築家屋完成済と把握していない物件を現地調査し、翌年度課税すべきか判定して、翌年度歳入予算に計上している。	建築計画概要書を閲覧、書き写すことは、時間と労力を費やすため、入手経路は別として、建築確認申請に係る情報を得たい。また、新築未登記家屋の課税が漏れることは固定資産税（市税）のみならず、不動産取得税（県税）においても影響するため、愛知県各部署、市町村との連携を図っていきたい。
34	北名古屋市	・県建設事務所において確認申請の閲覧 ・定期的な現地調査（土地の現況調査における情報を共有）	・建設リサイクル法の届出から情報取得 ・定期的な現地調査（土地の現況調査における情報を共有）	土地・家屋担当の情報を共有を密にし、定期的な確認申請の閲覧。	思案中	県市町村課に県建設事務所所有の確認申請の情報をデータとして頂けないか打診を依頼中

議題4：建築確認申請に係る情報が入手できなくなったことについて（固定資産税）（清須市提出）

市　名		各　市　の　状　況				
		(1)①新築未登記家屋の課税漏れ防止	(1)②家屋滅失漏れ防止	(1)③住宅建替え中の土地に係る特例漏れ防止	(1)④翌年度の歳入予算積算（見込新築家屋等）への活用	(2)建築確認申請に係る情報入手ができなくなったことについての各市の考え
35	弥富市	弥富市は排水の関係などで地域との調整のため、当市の承認を得たうえで指定確認検査機関の確認及び検査が行われる手順となっている。 そのため当市承認の段階で建築予定地等の把握を行っている。 なお、承認という手順については、愛知県の許可を得る事が出来ている。	①に同じ	①に同じ	①に同じ	現在、従来通り建築確認申請に係る情報を得ているが、今後情報を得る事が出来なくなった場合、建築計画概要書を閲覧し把握に努める必要があると考える。
36	みよし市	確認申請、土地利用調整会議及び農業委員会議からの情報提供、航空写真異動判読及び現場調査（2月）、評価替え前年度に限り土地全筆調査からの情報提供	滅失申告書、現場確認、航空写真異動判読及び現地調査（2月）、評価替え前年度に限り土地全筆調査からの情報提供	確認申請、登記済通知書、土地利用調整会議からの情報提供、家屋担当からの情報提供	家屋調査による実績及び確認申請の申請状況により積算しています。	当市でも確認申請により新増築予定を把握していたため、対応を検討中です。県から都市計画課への確認申請情報提供は引き続き行われていますが、把握までに4～5か月を要するため課税漏れを懸念しており、消防署調査を検討中です。
37	あま市	年に一度の全棟調査により現状把握し課税をしている。	年に一度の全棟調査により現状把握し取壊しをしている。	土地の登記の移転状況と全棟調査後に建築確認表示板の建築主名の確認をして特例漏れを防いでいる。	年に一度の全棟調査により把握をしている。	今後も、引続き調査をすることで建築状況の確認をしていく。
38	長久手市	消防部局から消防同意の届出を入手	建築確認部局からリサイクル法に基づく届出を入手	①及び②と同じ	①及び②と同じ	従来より消防同意により情報を入手していたため、事務に変更はありません。